

外国籍市民の皆さまへ！

2012年7月9日から、国民健康保険の加入要件が変わります。

○7月8日まで… 外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在する方

○7月9日から… 住民票が作成される方

※ 住民票が作成されない方でも、在留資格が【興行】【技能実習】【家族滞在】【特定活動】【公用】で3箇月を超えて日本に滞在予定である場合、日本における活動内容及び期間を証明する書類をお持ちいただければ国民健康保険に加入することができます。

★ 以前から1年以上の在留期間で日本に滞在していて、国民健康保険に加入されていない方は、速やかに加入の届出をしてください。

★ これまで、1年未満の在留期間のため国民健康保険に加入されていなかった方は、2012年7月9日から同年7月23日までに保険年金課にて加入の届出が必要となります。

★ 後期高齢者医療（75歳以上の方が対象）の加入要件も国民健康保険と同様に変ります。新たに後期高齢者医療の対象となる場合、保険証を送付しますので届出の必要はありません。

加入届に必要なもの

- ①パスポートと在留カード、又はパスポートと外国人登録証明書
- ②同居のご家族が京都市国民健康保険に加入している場合は、世帯主の保険証
- ③住民票が作成されない方は、日本における活動内容及び期間を証明する書類

【以下に該当される方は、加入の届出は不要です。】

- 国民健康保険・会社の健康保険（扶養家族として加入している場合も含む）にすでに加入している。
- 生活保護を受けている。
- 在留資格が【外交】である。

- 外国籍の方であっても、日本に住民票があれば国民健康保険に加入し、保険料を納めていただく必要があります。加入の届出及び保険料の納付忘れがないようお願いします。
- 国民健康保険に加入する届出が遅れると、遅れた期間（最長2年間分）の保険料をさかのぼって納めていただくこととなります。更に、届出が遅れたことにやむを得ない理由があると認められる場合を除き、届出の日までに医療機関を受診した場合の医療費は、全額自己負担となりますので、ご注意ください。
- 住所の変更及び帰国される際には、市民窓口課における届出以外にも、国民健康保険の届出も必要となりますので、保険年金課までお越しください。
- 国民健康保険に加入されている方で、住民票が同一世帯であるご家族と別々に国民健康保険に加入されている場合、国民健康保険を一つにする必要があります。それぞれの保険証をお持ちになり、保険年金課にお越しください。

☺ 国民健康保険料の納付には、口座振替が便利です。
口座振替をご希望の場合は、加入の届出の際にキャッシュカードをお持ちいただければ、保険年金課でも口座振替のお申込みができますので、ぜひご利用ください。

【対象金融機関（2012年6月現在） 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、滋賀銀行】

届出・お問い合わせは住所地の区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は京北出張所福祉担当）まで

北区役所	432 - 1257	上京区役所	441 - 5130	左京区役所	702 - 1168	中京区役所	812 - 2583
東山区役所	561 - 9197	山科区役所	592 - 3105	下京区役所	371 - 7252	南区役所	681 - 3328
右京区役所	861 - 2032	京北出張所	852 - 1815	西京区役所	381 - 7406	洛西支所	332 - 9297
伏見区役所	611 - 1864	深草支所	642 - 3809	醍醐支所	571 - 6568		

致各位外国人士！

自 2012 年 7 月 9 日起，国民健康保险的加入条件将变更。

必须加入国民健康保险者如下所述。

- 截至 7 月 8 日… 已进行外国人登记，且在日本居住 1 年以上
- 7 月 9 日以后… 申领住民票者
- 即使未申领住民票者，但在留资格为【兴行】【技能实习】【家族滞在】【特定活动】【公用】，预定在日本居住超过 3 个月，如持在日本的活动内容及期限的证明文件，可加入国民健康保险。
-
- ★ 之前已在日本居住，预定居住 1 年以上尚未加入国民健康保险者，请尽快办理国民健康保险加入申请。
- ★ 迄今为止，因居住期限不足 1 年而未加入国民健康保险者，自 2012 年 7 月 9 日至同年 7 月 23 日请至保险年金课窗口办理加入申请。
- ★ 后期高龄者医疗（以 75 岁以上者为对象）的加入条件也与国民健康保险同期变更。
新的后期高龄者医疗对象，将寄送保险证，因此无需申报。

- 加入申请所需资料
- ① 护照及在留卡，或护照及外国人登录证明
 - ② 同住家属如已加入京都市国民健康保险，则需户主的保险证
 - ③ 不申领住民票者，需在日本活动内容及期限的证明

【属下列情况者，不需加入申请：】

- 已加入国民健康保险・公司的健康保险（含作为抚养家属加入者）。
- 正在接受生活保护。
- 在留资格为【外交】。

- 即使为外国人，如在日本持有住民票，必须加入国民健康保险并交纳保险费。请勿忘加入申请及保险费的交纳。如果延误国民健康保险的加入申请，则将追缴延误期间（最长 2 年期限）的保险费，而且除认定申请延误出于不得已的理由之外，截至申请日已支付的医疗费将全额自行承担。
- 住所变更或回国时，需到市民窗口课申报，同时因国民健康保险也需申报，所以请到保险年金课窗口办理。
- 已加入国民健康保险者，与住民票为同一家庭的家属分别加入国民健康保险的，必须将国民健康保险统一办理，请携带各保险证到保险年金课窗口申办。

😊 国民健康保险费缴纳转帐较为方便。
如果希望用转账方式，在加入申请时如持现金卡，亦可在保险年金课窗口申请转账，敬请利用。
【相关金融机构（截至 2012 年 6 月） 京都银行、京都信用金库、京都中央信用金库、邮贮银行、滋贺银行】

申报、洽询请联系住所地的区役所、支所保险年金课（京北地区居住者联系京北出張所福祉担当）。									
北区役所	432 - 1257	上京区役所	441 - 5130	左京区役所	702 - 1168	中京区役所	812 - 2583		
东山区役所	561 - 9197	山科区役所	592 - 3105	下京区役所	371 - 7252	南区役所	681 - 3328		
右京区役所	861 - 2032	京北出張所	852 - 1815	西京区役所	381 - 7406	洛西支所	332 - 9297		
伏见区役所	611 - 1864	深草支所	642 - 3809	醍醐支所	571 - 6568				